

別表（第4条関係）

区 分	内 容
謝 金	専門家謝金
旅 費	専門家旅費及び職員旅費（マーケティング調査、販路開拓、設備導入及び試作開発に係る技術習得を目的とするものに限る。）
その他事業費	調査・マーケティング費、機械器具費、設備導入費、原材料費（商品の試作に係るものに限る。）、委託費、外注費、産業財産取得維持費（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）、販路開拓に資する認証取得に要する経費、大学・研究機関等との共同研究費、人材育成費、イベント開催・出展費、広告宣伝費（インターネット広告、ウェブサイト構築・拡充等を含む。）、旅費交通費及び雑費

備考 職員旅費は国内外に旅行する際に要する交通費、宿泊費及び日当とし、1人当たりの額については、市課長級職員の例により算出した額以内の額とする。